

**医療情報の提供と人格権侵害**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和5年5月23日

【事件番号】 令和4年（ワ）第9811号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 民法709条・715条、児童虐待防止法13条の4、国家賠償法1条

【掲載誌】 判時2622号47頁、判タ1532号210頁

◆ LEX/DB 文献番号 25599662

東京経済大学教授 上机美穂

**事実の概要**

A（訴外）は母Xと共に平成29年7月頃にY<sub>1</sub>町に転居した。同年8月29日、Aは心肺停止状態となりその後、重度重症心身障害児（愛の手帳2度）となった。平成30年2月、AがY<sub>1</sub>開設の町立病院で診察を受け、状態が良くないとの判断から別の病院へ転院した。

平成30年3月13日、B児童相談所所長はAを児童福祉法33条1項に基づき一時保護し、同年9月26日にAの障害児入所施設への入所の承認を求める審判申立てをした。当該申立てと前後して、児童虐待防止等に関する法律（以下、児虐法）6条に基づく通告を受けて調査が必要であるとし、町立病院院長に対しAに関する〔1〕母Xの来院時の記録、〔2〕Aの受け入れ体制についての母Xとの事前のやり取りの経緯、〔3〕その他Aの安全安心に関わる情報について情報提供を依頼した。

当時町立病院の小児科に所属していたY<sub>2</sub>は、依頼を受けて文書（以下、本件文書）を作成した。Y<sub>2</sub>が記載した本件文書には、下記（ア）、（イ）の記載があった（以下、本件各記載）。

記載（ア）「母に関しては精神科受診して境界型人格障害との診断で投薬開始された。」

記載（イ）「本児母」「数年前までD診療所勤務。その際に向精神薬の無断使用、薬剤の不正流用などで大問題となり、また本人はその際に過料服薬にてへり搬送になっている。」なお「過料」は「過量」の誤記である。

Xは記載（ア）について、精神疾患がないにもかかわらずあるように断じられており、記載（イ）

は、職場における非行や事故をコントロールする能力が欠如していたことを示す内容であるが、いずれも事実を反し、虚偽の内容であるにもかかわらず、本件各記載が医師による回答として、真実であることを当然の前提として記載されていると主張した。そして本件各記載が社会通念上許容される範囲を超える侮辱に当たり、Xの名誉感情を著しく侵害したとして、Y<sub>1</sub>に対し慰謝料含む220万円を請求した。

Y<sub>1</sub>らは、本件各記載が本件情報提供依頼に対する回答の一環として正当な目的により行われたものであり、社会通念上許容される範囲を超える侮辱には当たらないと主張した。

**判決の要旨****1 名誉感情侵害の成立**

判決はまず名誉感情侵害の成立要件について、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることを要すると解するのが相当である。その判断に当たっては、侮辱とされる内容の人格的利益における重要性、侮辱とされる行為の態様の悪質性、侮辱とされる行為が行われた経緯といった点が考慮されるべきものと解される」と述べ、本件各記載の内容について検討した。

**(1) 記載（ア）**

「原告が精神科を受診して境界型人格障害と診断され、投薬による治療が開始された旨を述べる……断定的な記載をする体裁となっている。……上記のような体裁により記載されていることに照らせば、診断や治療といった内容につき根拠のない情報が記載されるものとは通常考え難い。よっ

て、本件記載（ア）は、原告が実際に上記の診断および治療を受けたことがある旨を断定的に述べたものと解するほかない。……精神疾患の有無については、本来人格的評価と関連させるべき事項であるかどうかは別に、実際問題として社会において対象者に対する否定的評価と結び付けられる場面があるものと解さざるを得ない。併せて、そもそも診断・治療歴は、プライバシーに当たる情報の中でも特に保護の必要性の高い種類のものであるのは明らかである。よって、本件記載（ア）の内容は、人格的利益における重要性が高いと言ふべきである。」

## （2）記載（イ）

「本件記載（イ）も、原告が実際に上記のような行為に及んだ旨を断定的に述べたものと言ふべきである。……記載内容は、原告が職務に関して非行と言ふべき行為をし、具体的事情によっては法令違反に当たり得るとも解さざるを得ない内容を示すものであり、原告の社会的評価を著しく毀損するものである。よって、本件記載（イ）の内容も、人格的利益における重要性が高いと言ふべきである。」

## 2 記載行為の態様

判決は、児童福祉法 13 条の 4 の趣旨を述べたうえで名誉毀損の成否について「確実な資料や根拠でなくとも、それなりの根拠に基づく記載である場合には、……社会通念上許される限度を超える侮辱に当たらないと評価し得ると言ふべきである。しかしながら、本件における被告らの主張立証を見ると……本件各記載の内容のいずれについても……具体的根拠が示されておらず、とりわけ客観的資料は全く示されていない。そうすると、……人格的利益における重要性が高い記載内容につき、具体的根拠がおよそ示されないことが正当化されるとは解し難いと言ふほかない。……以上から、本件各記載は、いずれも社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たると言ふべきである。」とした。

## 判例の解説

### 一 はじめに

#### 1 本判決の意義

児童虐待防止への意識の高まりから、児童相談所における児童虐待の相対対応件数は年々増加傾

向にある<sup>1)</sup>。本事件は、児童福祉法 33 条に基づき保護された子に対する虐待の通告に伴い求められた情報提供のうち、当該文書の提供行為ではなく、提供した文書の内容をめぐる争いである。児童虐待に関して、医療機関による通告の適法性が争われたことはこれまでもある<sup>2)</sup>。しかし通告に基づく情報提供の内容の違法性が争われた事例は見当たらず、おそらく本件が初めての判断であろう。

## 2 問題の所在

本件原告 X は、記述内容が X の名誉感情を侵害したと主張した。しかし判決は、本件各記載のうち（ア）について「プライバシーに当たる情報の中でも特に保護の必要性が高い種類」とし、（イ）は、「社会的評価を著しく毀損するもの」であり、記載内容がそれぞれプライバシーや名誉と関連すると指摘している。はたして本件各記載内容は、原告のどのような利益を侵害したのであろうか。さらに広くみれば、医療情報の公表によって個人のいかなる利益が侵害されるか。

本論では特に名誉感情とプライバシーの違いを概観したうえで、本事件での被侵害利益を本件各記載の性質から検討する。なお本事件では、医師 Y<sub>2</sub> の行為の性質（不法行為か公権力行使か）、消滅時効の完成についても争点となっているが、本論では本件各記載内容に関する点についてのみ検討する。

## 二 名誉感情とプライバシー

本件で取り上げられる名誉感情、プライバシーは民法（不法行為法）の観点からみれば別個の人格権ないし人格的利益（以下、人格権）のひとつであるが、その違いを明確にするのが容易ではない。

名誉感情侵害は「名誉」と冠しているものの、人の社会的評価を低下させる行為である名誉毀損とは異なる。民法 723 条の「名誉」は外部的名誉であり、名誉感情は個人の主観的な感情や内面的価値、自尊心やプライドを意味する<sup>3)</sup>。過去には名誉感情を不法行為法上の保護法益として認めることに否定的な立場もあったが、近年は「社会通念上許される限度を超える侮辱」という加害行為があるときに、名誉感情が保護されるものと解されている。侮辱とは個人の主観的な感情を傷つけて精神的に窮迫させる行為、あるいは他人の人

格を軽蔑、蔑視する価値判断を表示することである。

本判決のように、侮辱行為と名誉感情侵害とがいわば直線的な関係にみられるのは、名誉感情侵害が多くの場合に侮辱的言辞によりなされるためである<sup>4)</sup>。他方法廷内での刑事被告人の身体拘束状態のイラスト画の公表など、侮辱的言辞以外の行為による名誉感情侵害が主張されることもある<sup>5)</sup>。名誉感情は主観的な利益であるため、ある言辞が侮辱的なものかどうかの判断は言辞を受け取った者次第である。そのため名誉感情侵害は、個人が侮辱的な言辞を受けたということに加え、当該言辞が「社会通念上許される範囲を超える」ときに成立すると解するのが判例学説の立場である<sup>6)</sup>。

プライバシーは多義的で定義は未だ不明確であるが、『宴のあと』事件<sup>7)</sup>に代表されるこれまでの判例学説理論から、私生活や私的領域に対する侵入や干渉行為を不法行為法上のプライバシー侵害と位置付けられる。私的領域は、自宅内など物理的な私生活領域のみならず個人の内面や個人に生じた出来事（私事）なども包含するものであり、総称してプライバシーとなる。そして干渉行為とは、私事の暴露（公開）、私生活への侵入（物理的・心理的）などである。私事という保護利益の内容や性質、侵害行為様態のいずれもが多様であるが、その中心となる行為様態は私事の暴露（公開）であろう。

つまり本件各記載事項は、医療情報という個人的かつ秘匿性の高い事柄というプライバシーの側面をもつと同時に、その内容は、原告の主観では、原告の人格的価値を蔑視・軽視するような言辞を含み名誉感情を害する側面を有する表現といえよう。

### 三 本件各記載と人格権

#### 1 本件各記載の性質

児童虐待防止法 13 条の 4 では医師などの医療機関が提供する情報について、「児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報」としている<sup>8)</sup>。本事件で児童相談所が Y らに提供を求めた情報は、A に関する〔1〕母 X の来院時の記録、〔2〕A の受け入れ体制につ

いての母 X との事前のやり取りの経緯、〔3〕その他 A の安全安心に関わる情報であり、内容に関する具体的な記載方法について特段の指示はなかった。

本件原告は、本件各記載にある「精神疾患がないにもかかわらず断じられた」こと「職場における非行」などがあったと「断じ」る表現が「社会通念上許容される範囲を超える侮辱」であり、原告の名誉感情を侵害したと主張した。他者による精神疾患の暴露や個人を精神疾患と断定する表現に対し、本事件と同様に名誉感情侵害のみならず、プライバシー侵害や名誉毀損を単独または併せて主張する裁判例がある。

#### 2 精神疾患に関する記載と人格権

東京地判令 6・2・19 (LEX/DB25613290) では、不特定多数が匿名で交流できるインターネット上のオープンチャットにおいて原告の統合失調症という事実を公表されたことにつき「その表現の受け手においては自己の人格を否定されたかのような印象を抱かせるものであって、社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為」であり名誉感情を侵害するとした。他方、ニュースサイトに掲載された原告の殺人事件容疑に関する記事上、原告が「代理ミュンヒハウゼン症候群の精神疾患患者」である旨の記載をされたことについて、「一般読者に対し、原告が上記精神疾患に罹患している可能性があるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させるというべき」としたものの「精神疾患に罹患している疑いがあることを、一つの医学的見解として述べるものであり、意見又は論評の域を超える不当なものとは認められない」として名誉毀損を認めなかった<sup>9)</sup>。

精神疾患は一般的に個人にとって他者に知られたくない私生活上の事柄とされるため、プライバシー侵害が主張されることもある。家庭裁判所調査官が執筆、公表した学術論文中の原告の精神疾患に関する記述について原告の請求は認められなかったものの、当該記述は「秘匿性は極めて高い」とした<sup>10)</sup>。またノンフィクション小説中の原告の精神状態の記載についてプライバシーを「公にされていない個人的な事項（私事）について公開されない法的利益をいうものであって、その内容が原告の社会的評価を低下させるものかどうかに関わるものではない。」とし、プライバシー侵害を認めている<sup>11)</sup>。

個別の権利利益侵害の主張のみならず、複数の人格権を主張する裁判例がある。東京地判平27・6・25（LEX/DB25530821）では、被告が複数の面前で原告が統合失調症で精神病院に入院した旨の発言をしたことにつき、原告が「精神病患者である」と話した行為を名誉毀損、入院の事実や病名は「私人が他人に知られたくない私生活上の事実を暴露するもの」としてプライバシー侵害をそれぞれ認めている。

これまでの裁判例を概観すれば、精神疾患の「公表」をプライバシー侵害、精神疾患と「表現」したことを名誉感情ないし名誉毀損と分類することができよう。

そして本件原告が主張したのは「公表」行為ではなく「表現」内容の悪質性であったことから、名誉感情侵害となり得るであろう。しかし判決は本件記載（ア）にある医療情報が、「プライバシーに当たる情報の中でも特に保護の必要性の高い種類のものであるのは明らか」であり「人格的利益における重要性が高い」とし、一見すればプライバシー侵害のようにとらえている。

#### 四 おわりに

##### 1 今後の課題

本判決において名誉感情侵害の可否の判断にプライバシーの要素や名誉毀損における真実性の抗弁などが用いられたように、人格権に包含される各権利利益は、本来は異なる性質をもつ。しかし定義などが不明確であるために線引きができず混在するといったことが容易に生じやすい。

名誉感情、プライバシー、名誉は密接な関係にあるがその保護法益の内容や侵害行為様態も異なる。名誉と名誉感情は強い関連性をもつため、免責事由など名誉毀損の理論が用いられることがある<sup>12)</sup>。インターネット上の誹謗中傷など、名誉感情侵害は近年増加傾向にあることも考慮すれば、名誉毀損とは別の法益としてその法理論展開をする余地もあろう。それぞれの権利利益の定義はなくとも、事案の積み重ねのなかで権利利益の輪郭を明確にすることが求められよう。

他方本件文書提出の目的は、児童虐待の通告である。本判決が「それなりの根拠に基づく記載」であれば、「社会通念上許される侮辱」には当たらないと述べた通り、本件各記載のように真偽不明で根拠のない記載は別として、児童の保護とい

う観点からは、当該児童の保護者からみれば「耳の痛い話」の記載が制限されるべきではない。

##### 2 本判決の評価

本件原告は名誉感情侵害を主張する一方で、判決は名誉感情、名誉、プライバシーなど人格権に包含される権利利益を複数挙げた。ここまで検討した通り、本事件の論点は医師が記載した医療情報の内容表現が名誉感情を侵害するかであって、医療情報という秘匿性の高い情報の公開の違法性ではない。本判決で医療情報を「プライバシーに当たる情報の中でも特に保護の必要性が高い種類」と述べる。しかしこれは医療情報そのものの性質を意味するものであって、医療情報に関する記載内容表現の評価ではない。はたしてこうした位置付けを示すことが必要であったか、若干の疑問がある。

本件各記載において「精神疾患」という表現が原告の人格的価値を軽視する文言であったか、あるいは提供文書として適切な表現であったかに言及することが必要ではなかったかと考える。

##### ●—注

- 1) こども家庭庁「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」（[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/5fbbaa2e/20250327\\_policies-jidouyakutai\\_32.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/5fbbaa2e/20250327_policies-jidouyakutai_32.pdf)（2025年11月4日閲覧））。
- 2) 東京高判平25・9・26判時2204号19頁。
- 3) 名誉感情の定義について、五十嵐清＝田宮裕『名誉とプライバシー』（有斐閣、1968年）13頁、建部雅『名誉毀損』大塚ほか編『事件類型別不法行為法』（弘文堂、2021年）284頁、佃克彦『名誉毀損の法律実務〔第4版〕』（弘文堂、2025年）162頁など。
- 4) 五十嵐清『人格権論』（一粒社、1989年）14頁。
- 5) 最判平17・11・10民集59巻9号2428頁。その他に東京地判平17・4・26訟月52巻9号2895頁（首相靖国参拝訴訟）、知財高判平22・3・25判時2086号114頁（観音菩薩像頭部すげ替え事件）など。
- 6) 佃・前掲注3）136頁。
- 7) 東京地判昭39・9・28下民集15巻9号2317頁。
- 8) 磯谷文明ほか編『実務コンメンタル児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020年）714頁。
- 9) 東京地判平26・7・16LEX/DB25520620。
- 10) 最二小判令2・10・9民集74巻7号1807頁。
- 11) 名古屋地判平12・1・26判タ1047号224頁（ノンフィクションノベル「女高生・OL連続誘拐殺人事件」訴訟）。
- 12) たとえば東京高判平15・12・25判タ1157号175頁。